

平成 24 年度補正 林野庁補助事業 先進的林業機械緊急実証・普及事業
事業説明会（都道府県・森林管理局向け）

質疑応答まとめ

作成：株式会社自然産業研究所

1. 先進的林業機械の導入、改良等

- ・ 「現在所有の機械に機能付加のみを行う」という提案もかまわないのでしょうか。
 - 基本的には、提案内容次第ですが、事務局では、「新しい機械を購入し、その機械を活用した作業システムについて、既存の機械にも機能を付加する」という取組を想定しています。
 - 既存の機械に機能を付加するだけでは助成の対象になりにくいと思われませんが、作業システムが抜本的に変わるような機能の付加の場合は、審査の結果、助成対象となる可能性があります。
- ・ 導入する機械は中古でもよいのでしょうか。
 - 基本的には、新品の購入が対象です。
- ・ 機械購入代金は消費税込みで積算するのでしょうか。
 - 応募する事業者が消費税の課税事業者であれば、消費税相当額は助成対象外です。そのため、税込みで精算する場合、後から消費税相当額の還付が必要となります。税抜きでの申請・精算の方が、手続きが簡素になります。
- ・ 応募申請書の収支計画について、機械の購入代金はどの費目で計上すればよいですか。
 - 機械メーカーに支払う機械の代金は、区分「1. 先進的林業機械の導入」の細目「機材購入費」に計上してください。機械購入に付随して発生する旅費等があれば、同じく分の該当細目に計上してください。
- ・ 共同提案する複数の事業体が、それぞれに機械を購入することは可能ですか。
 - 提案は可能です。複数の事業体の取組が一体的であるとして共同で一つの提案書を出しても、事業体各自の取組は別であるとして個別の提案として複数の提案書を出してもかまいません。なお、提案書を単位として審査・選定が行われます。
- ・ 機械の改良点が導入段階で明確になっていない場合も想定されます。そうした段階で

の提案、あるいは選定後における機械の改良内容の変更は認められますか。

- 提案書では、改良点を明示するよう求めています。提案段階で機械メーカー等と協議いただき、改良の内容および改良に要する経費をご計画ください。
- 見込み、あるいは、想定される改良点について申請書に記載いただいてもかまいませんが、提案の課題設定などと機械の改良点との整合性が審査対象となり、選定された場合はその提案に沿った取組がなされることが求められます。

- ・ 既に広く普及し使用されている機械を導入・改良する提案でもかまいませんか。

- 提案をしていただくことは可能です。ただし、本事業では「先進的林業機械」を助成対象としており、その提案での「先進性」「新規性」等が審査対象となると考えられます。

- ・ 過年度の類似事業をみると、間伐向けの機械が多数選定されている印象をもちます。主伐あるいは皆伐向けの機械も本事業の審査対象となるのでしょうか。

- 主伐、皆伐向けの機械も提案をしていただくことは可能です。
- 生産性の向上だけでなく、本事業で開発した作業システムが地域の森林環境、施業にとって妥当なものであるかも、審査の対象となります。例えば、一般論として皆伐の場合は、その後の再生林も見通した森づくりの方針が審査対象となると思われます。

- ・ 提案書に記載した機械メーカーや機械の機種について、事業実施時に変更することは認められるのでしょうか。

- 本事業においては、これらは申請内容の根幹に関わる問題となると思われます。そのため、変更は原則として認められないと思われます。
- 個別の事案については、当社設置の検討委員会に諮り判断することとなります。

- ・ 「技術サポート体制の構築」に関連する費用とは、具体的にはどのような内容が該当しますか。

- 一例として、機械メーカーとは別の地元業者が日常のメンテナンス・修理を担う場合に、その地元業者が必要な技術を習得するための会議、技術研修、出張等の費用が挙げられます。

- ・ オペレータの研修を海外で行うことは可能でしょうか。

- 必要に応じて、オペレータを海外に派遣して研修したり、海外から技術者を招聘して国内で研修する提案を行うことが可能です。

- ・ 機械メーカーが応募者となって提案する、あるいは素材生産をしないで機械の試験開発を主眼とした提案で本事業に応募することは可能でしょうか。
 - 本事業では、そのような体制・内容の提案は想定されていません。機械の導入は本事業のスタートラインであり、作業システムの開発、評価を含めた提案が求められます。

2. 事業規模ベースでの実証・評価

- ・ 作業日報による分析では、事務局から統一した日報様式が示されるのでしょうか。またその他のデータ収集も同様に統一的な様式で行うのでしょうか。
 - 作業日報およびその他のデータ収集とも、できる限り事業体間での比較検討が可能となるように、共通の枠組み・書式を設けて実施することを予定しています。
 - ただし、データ収集の枠組み・書式は、個々の取組みの内容にも依存すると思われます。提案段階では、本事業で解決しようとする課題の設定、およびその課題解決の状況を検討するのに適した検証方法をご提案いただきたいと思います。
- ・ 本事業で求められるデータ収集は、林業事業体が単独で収集可能な水準でしょうか、それとも試験研究機関の関与が必要な水準でしょうか。
 - 林業事業体の内部の人員にて対応が可能であればそれでもかまいませんが、一定の経験・知見が求められると考えられます。
 - 本事業の予算を用いて、地域の試験研究機関等に対して、データ収集や分析にかかる費用を支出していただくことができます。
- ・ 月次報告のレポートは、説明資料にある書式・内容になるのか。
 - 報告をスムーズに行っていただくためのガイドラインとして、現段階で想定しているものを説明資料に掲載しています。
 - ご報告いただいた内容から、他の事業体の取組に資する情報を事業関係者全体で共有したいと考えています。書式・形式にこだわるのではなく、実質面で有益な情報交換をしたいと考えています。
- ・ データ収集・調査を委託する場合、その委託先が運営委員会の構成メンバーでもかまわないでしょうか。
 - 問題ありません。
- ・ データ収集・調査分析については、部分的な委託が認められるのでしょうか、あるいはすべての作業を委託することは可能でしょうか。
 - 丸投げとなるような形での委託は認められません。また、委託する場合は、委託

内容および成果物を明確にし、委託契約を締結してください。

- ・ サイクルタイム調査で使用するビデオカメラ購入の経費は計上してもよいでしょうか。
 - 本事業の実施に必要な消耗品の購入は認められますが、電子機器等の購入費用を事業費に計上することは想定されていません。

3. 情報共有の場・機会の設定

- ・ 運営委員会の主催者は、応募者である林業事業体でよいでしょうか。
 - そのとおりです。事業体が司会を担当する等の要件は定めていませんが、運営委員会の主催者は応募者である林業事業体です。その開催にかかる経費（旅費、謝金等）は、林業事業体が助成金から支出することができます。
- ・ 運営委員会の議事録は必要でしょうか。
 - 必要です。
- ・ 募集要領(8) 提案にあたっての留意点①の「地方自治体」とは、何を指しますか。
 - 都道府県あるいは森林管理局とご理解ください。運営委員会の運営にあたっては、本事業の申請時に推薦をされたいずれかのご参加は必須と考えています。
 - 都道府県・森林管理局以外にも、市町村が運営委員会に参画することも歓迎されます。
- ・ 募集要領(8) 提案にあたっての留意点①の「研究機関」とは何を指しますか。
 - 例として、都道府県の林業試験場等、国の研究機関、大学、民間の研究機関などが想定されますが、特にその範囲は限定していません。
 - ここでいう「研究機関」は、運営委員会では本事業の評価・分析の部分を担うあるいはその部分に対して助言することが想定されます。その能力を有する者であれば、参画する研究機関は官民を問いません。
- ・ 事業の参画者あるいは運営委員会のメンバーとして、県の森林技術センターは体制に入ることができるのでしょうか。
 - 積極的にご参画ください。
- ・ 申請書提出時点で、運営委員会の構成内容を詳細に書く必要はあるでしょうか。
 - 提案書提出時では、その一部が調整中である場合もあると思われますが、できる限り見通しを立てて記載ください。実効性のある運営委員会が組織されるかも審

査材料となります。

- 一般論として、提案段階と実行段階とで、運営委員会の構成の根幹に支障がない範囲で、その構成員に多少の増減・変更があることは想定されます。
- ・ 運営委員会の開催頻度は、月次開催といった頻度の想定でよいでしょうか。
 - 実のある議論を行うという観点から、必要に応じた時期・開催頻度でかまいません。形式的に毎月開催する必要はありません。
 - 逆に、本事業の期間の期首・期末だけ開催するといった、事業の形式を整えるためだけの開催に留まることはないようにご計画ください。
- ・ 都道府県庁やその附属研究機関等に在籍する職員や研究員が合同会議に参加する際の旅費は計上してもよいでしょうか。
 - その出張が本事業の実施上必要であれば、問題ありません。

4. 普及活動

- ・ 現地検討会は誰を対象として開催するのでしょうか。
 - 国費を用いたモデル事業の成果を広く地域関係者に還元する観点から、県内・近隣の他の森林組合、素材生産業者、行政関係者、研究者等が対象者として想定されます。
 - また、遠方からの参加者であっても、主催事業体と共通あるいは類似する課題を有する地域の関係者にも、広く開かれた現地検討会となることを望みます。
- ・ 現地検討会の回数に定めはあるのでしょうか。
 - 特に回数の設定はしていません。事業内容および期間の制約を考えると、複数回の開催は現実的には難しいだろうと考えています。
- ・ 自然産業研究所の主催にて予定されている全国的なシンポジウムについて、登壇して発表する事業体は、こういった基準で選定されるのでしょうか。
 - 発表の形式や発表者の選定方法は、現時点では決まっていません。ただし、全ての事業者は何らかの報告をしていただくことを予定しています。

5. 推薦書について

- ・ 推薦を行うまたは行わない判断基準はありますか。
 - 事務局として基準は定めていません。その事業体が確実に事業を遂行できるか、その提案内容が地域の森林・林業に良い影響を与えるかなどの観点から、各機関にてご判断いただきたいというのが基本方針です。

- 取組実施段階において、ご推薦をいただいた都道府県・森林管理局には運営委員会等で事業体を支援していただくことが想定されています。そのため、各機関にとって、運営委員会等に参画して継続的に支援できる事業体であるか否かが一つの判断材料になると考えています。
- ・ 推薦を局と県の両方受けることは可能ですか。
 - 要件としては「いずれかの推薦を受けること」ですので、両方のご推薦があってもかまいません。ただし、推薦が複数あることによって選定されやすくなるとは限りません。
- ・ 森林管理局の推薦と都道府県の推薦とでは、審査における扱いに差はありますか。
 - 差はありません。推薦書はいずれからの発出でもかまいません。推薦書の発行機関によって審査で差がつくことはありません。
- ・ 都道府県の推薦として都道府県の林業試験場長の推薦は認められますか。森林管理局の推薦として事業体の所在地を管轄する森林管理署長の推薦は認められますか。
 - 都道府県であれば本庁の林業担当部局の長、森林管理局であれば局長の推薦をお願いしています。
 - 取組の実行段階では、都道府県地域振興局や森林管理署などの関与がより大きくなることは想定しています。しかし、本事業への応募について推薦いただくことは各機関の中央組織において把握いただきたいため、このようなお願いをしております。
- ・ 事業体からの推薦状の申請がいつ来るのかわかりません。
 - 原則的に、申請書提出期限までの早い段階で、応募予定の事業体から各機関に診断・依頼があると考えています。
 - 都道府県あるいは森林管理局から当社に対して、応募予定者に関する照会要請があった場合には、個別にお知らせする方針です。
- ・ 推薦書の支援体制・役割の記載欄には、どういった内容を記載すればよいですか。
 - 主体名と担う役割を書いていただくこととなります。役割は、運営委員会の参画、現地検討会のフィールドの提供、といった例が考えられます。
- ・ 事業への参画の可否を判断するためにも、推薦要請があった場合には提案内容を慎重に審査した上で推薦することを考えているが、推薦書が申請書提出期限に間に合わないケースも想定される。

- 応募申請書の提出（5月10日締切）にあわせてご提出いただくことを原則としていますが、間に合わない場合は個別に事務局にご相談ください。

6. その他

- ・ 助成期間終了後の報告義務はどの程度のものですか。
 - 助成金交付規程に書式を定めており、「実施した事業の内容、取組の成果、今後の課題と取組の展開方策、添付資料」といった構成としています。
- ・ 事業体からの報告内容について、事業体の財務状況は公開の対象になりますか。
 - 本事業に関連して報告いただく内容は、原則として公開対象となりますが、事業体の経営機密に関わる内容をそのまま公開することは考えていません。また情報の公開にあたっては、その事業体と協議を行います。
- ・ 支出計画の区分間流用はどの程度許されますか。
 - 「助成金交付規程」に詳細を掲載する予定です。なお、区分間流用が30%を超える場合には、事前に承認申請を得ていただく必要があります。
- ・ 交付決定の後に為替変動があった場合、助成金交付額を変更してもらうことは可能ですか。
 - 交付決定の後に、助成金を追加交付することは予定していません。
 - それぞれの事業体の助成金予算額の範囲内で、「助成金交付規程」に定められた範囲において事業区分間で経費を調整することは可能です。
- ・ 助成額の上限下限はないということですが、助成額の査定はあるのでしょうか。
 - 助成額は、審査において査定の上で決定されます。そのため、申請書に記載された額から増減して決定されることがあります。
 - 申請内容のうち一部のみを助成対象とする（申請内容の一部を助成対象外とする）、その他条件付きによる採択となる場合があります。
- ・ 審査時に、いくつかの取組内容のうちある特定の取組内容が助成対象外とされるのではなく、提案全体で80%、50%などの査定となると、取組の実施が困難になると考えます。
 - そのような査定結果が行われないことを現時点では約束できませんが、質問者の懸念は事務局としては理解しましたので、審査時に考慮したいと考えます。
 - また、審査による採択の後は、交付申請→交付決定通知という手続きを経ます。減額査定されての採択があった場合に、交付申請するかどうかは事業体での判断

となります。

- ・ 申請書で予算計上する事業報告費用は、本年度の1年分でよいでしょうか。
 - 1年分のみです。
- ・ 「収益が生じた場合の国庫への納付」とあるが、これはどのようなケースが該当しますか。
 - 例えば、導入した機械の処分収益等が想定されます。
- ・ 導入した機械をレンタルやリースすることで収益が発生した場合も、国庫への納付が必要でしょうか。
 - 本事業では、助成を受けた主体が導入・改良した機械を活用していくことが想定されています。本事業で導入した機械の用途としてリースやレンタルは想定していませんが、仮に将来的にそのような収益が発生した場合には、国庫への納付が必要になるものをご認識ください。
- ・ 「技術者給」「賃金」は現場作業員の賃金も該当しますか。
 - 本事業では「事業規模ベースでの機械および作業システムの実証」を行うとしています。ここでいう「事業規模ベース」とは、本助成事業により導入した機械を用いてその事業体の通常の収益事業としての素材生産事業を行うこと、その素材生産事業を対象として各種実証・評価を行うことが想定されています。そのため、素材生産事業そのものにかかる費用は、本事業の助成費を充てることはできません。
 - 具体的には、素材生産事業そのものにかかる作業道の作設、伐倒手や林業機械のオペレータの人件費、機械損料等は本事業の助成対象外となります。
 - 本事業を実施するために追加的に必要となる、オペレータ等の訓練にかかる費用、生産性等の調査・分析・とりまとめにかかる費用等は、本事業の助成対象となります。
 - 助成費の使途の説明責任は助成対象の事業体が負います。他の国庫補助金等と二重の計上とならないよう、区分して経理することが求められます。
- ・ 本事業は国庫補助事業であるが、国有林の請負事業地における取組も助成対象となるのか。
 - 国有林の請負事業地を評価・検証・普及活動等の現場としていただいてもかまわない。

- ・ 提案書作成の参考とするため、提案書の記入例は用意されていませんか。
 - 用意していません。
 - 各様式の記載方法についてご不明な点があれば、事務局にご質問いただければご説明さしあげます。

- ・ 都道府県や森林管理局へ何らかの業務を委託する場合、委託費の積算根拠は事務局としての統一基準はありますか。
 - 基準は設けていません。委託費一般について、委託者の責任において、適正妥当な積算根拠をもって費用を計上ください。公的機関が受託する場合は、多くは、当該公的機関側に受託規程等があるものと思われます。

- ・ 複数の事業体で共同提案する場合、提案書の作成は、事業体ごとに分けて作成する必要がありますか。
 - 提案内容が一体的であるなら、必ずしも申請書を分ける必要はありません。共同提案の場合は一つの様式に、必要に応じて欄や行の数を増やして作成してもらえばかまいません。ただし、共同提案者のうちどの主体が助成金を受け機械を購入（所有）するかを明確にしてください。

- ・ ある県で採択された取組が、その近隣の取組の採択に影響を与えることはありますか。
 - 一定の地域バランスが考慮される場合はあるかもしれませんが、第一には個々の提案の熟度、次いで本事業全体として事業体間での比較検証を想定した構成となることを考慮し選定を行う方針です。

以上